

2015年 12月 22日

国立大学法人 三重大学
学長 駒田 美弘 様

三重大学教職員組合
中央執行委員長
中西 正治

団体交渉申入書

貴職におかれましては、三重大学のさらなる充実・発展のために尽力されていることに対し、心から敬意を表します。さて、三重大学が、将来にわたって、この地域で「学術の中心」としての機能を世界に向かって果たし、同時に将来を背負う人材を輩出し続け、およびそこで働く私たち教職員が、現在および将来にわたって人間らしく働き、研究し、教育し、そのことを通じて人たるに値する生活が保障されうるような大学であり続けるために、以下のように、団体交渉を申し入れるものです。

記

1. 第3期を展望した三重大学の今後のあり方をめぐって

(1) 今後の三重大学のあり方について、この間、各学部とも、教授会等において、全教職員の知力をふりしぼって、今後の三重大学のあり方を模索してきたところです。そこで示された各学部の方向性およびその間のとりくみについて、われわれは、「学術の中心」にふさわしいとりくみであったと認識しています。これらの成果について、学長はどのように認識され、そしてそれらに基づいて、どのようなとりくみをしようとされているのでしょうか。その方向性および展望をお聞かせください。

(2) この間の各学部が示した方向性にもとづいて、われわれは各学部段階で、今後とも切れ目のない具体化を迫られるものと考えます。そこでは、各学部、およびその構成員相互が、互いに信頼しあい、その持てる知見を最大限発揮することが求められます。そこでは、大学全体の運営においても、各学部のとりくみに対する大学執行部の支援と先進的なイニシアチブ、そして慎重な配慮が求められるところです。この点につき、学長はいかなるとりくみをしようとされているのでしょうか。

(3) 昨年の学校教育法「改正」を受けた学内規則等改正を通じて、学長と各学部との関係は法的な建前に置いて大きくかわりました。しかしながら、その学内規則等改正を通じて、の実質が実際の運営に際しては従来と大きな変更がないように、各学部の自主性を最大限尊重しうるような配慮をいただいたものと認識しています。この点につき、学長は、このような各学部の自主性・自発性に基づく学部等の運営を今後とも保障するために、いかなる点に配慮しようとされているのでしょうか。

(4) 今後の学長選考のあり方につき、全国の国立大学で意向投票の廃止、またはその位置づけの低下などの動きが出ています。この点、われわれは、今後の大学運営において、教員、職員、さらには

学生が、それぞれの立場から大学運営に関与することこそが、大学を地域に根付かせ、そして地域住民とともに発展させていく力であるとする立場から、今後の学長選考等において、現状どおり2回の意向投票をするように求めます。

同様に、学部長選考においても、学長が各学部教授会の意向を尊重されることを求めます。

(5) 10月26日、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会が開催されました。その文書を見ると、「運営費交付金に依存する割合と自己収入割合を同じ割合とする」とされ、またその対処方法として、「寄附金や民間研究資金の確保、授業料の引上げなど交付金以外の自己収入を確保する努力」や、教職員数などの「規模の適正化」が大学に求められています。われわれは、国立大学が、憲法26条が国家に義務づける教育の機会均等を保障するための施設であるとする立場から、一切の授業料の値上げに反対するとともに、その水準を、上記憲法上の要請に適合せしめるべきであると考えます。この点、学長はどのように考えておられるのでしょうか。見解をおうかがいします。

2. 大学における研究のあり方について

(1) この間、防衛省技術研究本部が今年7月から8月にかけて、「安全保障技術研究推進制度」という名称の競争的資金を、e-Rad を通じて公募しました。しかしながら、このようないわゆる軍事研究については、従来から研究倫理の問題として、絶対に手を染めてはいけないものとして取り扱われてきたものと認識しています。この点について、学長はどのようにお考えでしょうか。

(2) 4月10日の記者会見で、下村博文文部科学大臣（当時）は、各大学に対して、入学式等における日の丸・君が代の使用を各大学に「検討していただくよう要請していきたい」とするとともに、国立大学に対する財政投入を理由に、各国立大学法人に対して、政府の方針に従うことを求めています。しかしながら、大学は、その学問の自由、思想・信条の自由等を保障する立場から、大学内での議論を重ねて、あくまでも自主的な判断によって今後の行動を決定していかなければならないと考えます。この点、学長のお考えを再度お聞かせください。

3. 来たるべき南海トラフ型地震・津波への対応についておうかがいします。

(1) 災害時において、学生および教職員の生命を守るに際して、避難場所および避難ルートのあり方については、再三にわたって学内全構成員から不安の声が寄せられています。この点、災害に強い大学づくりを進めるに際して、学長はこれまでどのようなとりくみをされ、今後どのようなとりくみをしようとしているのでしょうか。

(2) 三重大大学の教育・研究等の機能を災害以前と同程度に回復するためのすみやかな回復措置が求められます。この点、昨年度の学長交渉では、授業等の再開を、名古屋駅前のイノベーションハブや朝日大学との協定を通じて対応することなどが示されました。しかしながらわれわれは、このようなはるか遠方において授業等を再開するのではなく、より現実的な対応を方向づけていただきたいと考えています。この点、学長としては、どのような業務継続の対策を用意されていますか。

(3) とりわけ附属病院が、災害時において、地域医療に大きな役割を果たすことが期待されています。そのために、この1年間どのような対応等をされてこられたのでしょうか。

4. 労働条件について

(1) 昨年度の「給与制度の総合的見直し」に対応する給与改定において、実に3年連続の賃金等引

き下げが強行されました。このことは、この間の大学改革・学部改組の流れとあいまって、教職員の士気を大幅に削ぐものであるとともに、職場レベル（もしくは「現場レベル」）においても、教職員の間に、将来を展望できない、重い空気を漂わせるものとなっていると感じます。この点、学長は給与の現状をどのように認識し、どのように対応しようとしているのでしょうか。教員、職員それぞれについてご回答いただければさいわいです。

(2) また、昨年の団体交渉において、三重大学が所在する津市の地域手当の「6%」を満額要求したところ、「現給保障終了時点」まで先延ばしされました。この点、学長としてはどのようにお考えでしょうか。

(3) 2015年8月に出された人事院勧告に準拠した給与改定を、2015年4月に遡及して、ただちに実施することを要求します。同時に、非常勤職員就業規則が適用される教職員、再雇用職員、および年俸制適用教員に対しても、同等に賃金・給与改正を実施することを求めます。

(4) 今年度から、三重大学においても、文部科学省の行政指導のもとで、年俸制の一部導入が実施されました。学長の年俸制に対する認識と、今後のあり方についてお聞かせください。

(5) 労働契約法18条改正にともなう今年度の就業規則改正により、5年を経過した有期雇用職員の無期雇用への転換が可能となりました。しかしながら、部局からは、部局の単年度予算による無期転換は現実味がないとの声が寄せられ、同様に有期雇用職員からも、無期転換への期待の強く寄せられる一方で、その実現に際しての不安の声が寄せられています。この点、学長は法律どおりにこの無期転換権の行使を実質的に保障するためにはいかなる措置が必要と考えられますか。ご回答を求めます。

(6) 「国立大学法人三重大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程」第12条は「学長は前2条の規定により、週休日等とされた日に業務の都合上、勤務を命ずる必要がある場合には、第4条第2項の規定により変形労働時間制を採用し、当該勤務を命ずる日を起算日とする4週間の期間内で勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日」という。）を週休日等として、当該勤務日に割り振られていた勤務時間を当該勤務を命ずる必要がある日に振り替えることができる」としています。

この規定に基づき、現在、当該勤務日の前4週間、後4週間の期間内で、振替休日を取得する措置が実施されています。ところが、事務の方に振り替え休日の日程を尋ねられ、無理に決められるために、当然その結果、授業や会議等の業務の都合により、上記期間内で振替日を取れないでいるケースが多く発生しています。たとえば、教育学部から、せめて年度内に振替休日を取得できるようにあらためてほしいとの意見が出されています。

学長は、このような現状をどのようなものとして認識されているのか、お聞かせください。

(7) 事務職員の勤務条件について、以下のように要求します。

①職場段階で優秀な職員が安心して昇進することを保障するためにも、課長レベルの職員に対する超過勤務手当を2割5分から5割の範囲で支給することを要求します。この点、われわれは、厚

生労働省の解釈通達に照らしてさえも、三重大大学の対応は労働基準法41条の解釈・運用において違法性を帯びているものと考えます。監督官署等に照会のうえ、適切な対応を求めます。

- ②職員の定年を、教員と同じく65歳に延長することを要求します。この点、ある大学では、すでに「国家公務員の定年延長の動向（65歳まで段階的に延長する方針）を参考に検討します」との回答をえた単組も出てきています。あらためて、すべての職員の定年を一律65歳とすることを求めます。
- ③そのために暫定的に、就業規則23条に基づいて再雇用されることとされた職員のうち、再雇用職員就業規則18条に基づいて準用される非常勤職員就業規則31条に基づく勤務時間のうち、同規則2条2項2項に基づくパートタイム職員としての雇用に加えて、同項1号に規定するフルタイム職員としての雇用を可能とする再雇用職員就業規則改正を要求します。
- ④学部雇用の非常勤職員への無期転換権の行使を実質的に保障するために、他学部への異動を可能とする制度の創設を含む対応を要求します。

(8) 教室系技術職員の労働条件について、以下のように要求します。

- ①教室系技術職員の全学組織化について、現状・進捗状況、および今後の見通しについてお聞かせください。
- ②教室系技術職員の昇給・昇格および上位級定数増について、何らかのとりくみを求めるとともに、業務成績優秀な教室系技術職員の専任技術専門員への昇格を要求します。
- ③現在、技術職員の組織化がまだなされていない部局について、今後組織化を進めるにあたり、管理職（技術長）および技術長補佐の役職ポストの配置を求めます。

(9) マイナンバー制度が2016年1月1日から実施されるのにもない、その個人番号を通じた個人情報の一元的国家管理や、その漏洩による民間レベルでの個人情報データベース構築を通じてプライバシー侵害などが問題となっています。この点、国立大学法人三重大学においても、教職員の源泉徴収票や社会保険諸制度に関する申請書等への記載を、行政当局から指導されていると推測します。この点につき、以下のように要求します。

- ①事業者が個別の従業員に対して個人番号の申告を義務づけることは法的に強制できないことに照らして、大学当局は、個人情報の提供を拒絶する教職員に対する個人番号の提示を強制しないように要求します。
- ②マイナンバー制度の導入にともなって、行政官庁等からどのようなかたちで大学宛てに指導・要請等がきているのでしょうか。その内容および対処の方向性をすべてお示しください。

(10) 当組合が去る8月7日付けて、大学当局に対して問い合わせした「三重大学における『朝型勤務』の実施方針」を労働基準法90条所定の就業規則変更手続をふまなかったことにつき、「これらの職員以外が業務の特性・職員個々の状況等を考慮して実施するため、日常生活に大きな支障をきたす職員はいないと考えている」こと、「三重大学に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規程第9条第2項に規定する『勤務時間の割振り』にて実施するため、『朝型勤務』を実施するにあたって、就業規則等の制定・改正等を行っていないこと、また、それらに伴う諸手続を必要としないこと」、および「実施に当たっては、諸会議（6/4拡大役員打合せ、6/11事務連絡会、6/17教育研究評議会）にて周知し、実施時期の1ヶ月前の7月1日に部局等の長宛に通知のう

え、実施している」ためであると回答されました。

しかしながら、本件は職員の労働条件の変更をとまなうものであることから、当組合は、このような新たな労働条件等の設定は、労働基準法90条所定の手続を要するものであると考えます。この点につき、どのようにお考えでしょうか。ご回答を求めます。

5. 各学部固有の諸問題について

学内の居住性・労働安全衛生をめぐり、以下の問題が存在します。個別的な解決を要請します。それぞれ、校舎の建て替え等との関連もあると思いますので、その現状認識と今後の見通し等をお示しください。

(1) 人文学部

- ①人文学部校舎は、雨漏りや壁面のひびなど、最近その老朽化が指摘されています。その総点検を要求します。とくに、海側の壁面が劣化するなかで、雨がしみだしてくるなどの問題が発生しています。この点は、優先的に改善を求めます。
- ②附属病院横の道路の水たまりで泥はねを受ける状況です。泥はねがないような改善を求めます。
- ③先日実施された津波避難訓練時に、人文校舎内には適切な避難場所を確保することが困難であることが明らかになりました。人文校舎4階および5階だけでは、学生を収容しきれないため、何らかのかたちでの適切な避難場所の設定を求めます。
- ④水道水の炭酸カルシウムおよびケイ酸塩の問題はその後いかなるとりくみをされたのでしょうか。報告を求めます。
- ⑤土砂降りの日に体育館の屋根から水が滝のように落ちてきて、通路が歩けなくなっています。何らかの改善を求めます。

(2) 教育学部

- ①各種運動施設全般の整備につき、プール浄化槽の取り替え、体育館の壁と床の隙間補修、屋内トレーニング場器具庫の扉取り替え（または鍵取り替え）と器具庫に天井を設置、野球場の土入れ替えと芝生の整備、陸上競技場の全天候化など要望します。
- ②1号館1階の電波状況の改善（電波時計が正しく作動しない）を要望します。
- ③駐車場の路面の整備を要望します。
- ④休日に非常勤講師の対応として出勤した教員の振替休日取得を要望します。

(3) 医学部・附属病院

- ①全国的に看護職員について慢性的人手不足といわれていますが、三重大学附属病院においても、7：1看護移行後も、人員確保のためご尽力されていると理解しています。そのなかで、育児短制度導入により、看護職員が子育てしながら安心して働けるようになりましたが、その分のフォローのため、現場がますます大変にならないようにパート職員を増員するなど、どのような施策を取られているのかお聞かせください。
- ②さつき保育園について子育て支援のため、保育機能も拡充されてきていると思いますが、夜間保育は、どの程度の利用がありますか。また、お泊り保育は実施していますか。病児保育についてはいかがですか。それぞれの利用時間や保育料などご教示ください。そのほかに、事業所内保育施設として何か整備する予定はあるのか、お聞かせください。

- ③交替勤務が行われている部署において、夜勤の回数が非常に多く、過酷な労働条件のもとで看護職員は働いていますが、少しでも改善するため、何をすればよいとお考えでしょうか。学長のご見解をお聞かせ下さい。
- ④年次有給休暇の取得について取得困難な状況が予想されます。実際のところ、取得状況はいかがでしょうか。

以 上